



令和5年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

令和5年度 予算(案)額	2兆9,548億円
令和4年度 当初予算額	2兆9,788億円
差 引	▲240億円
	(対前年度比率▲0.8%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分、子ども家庭局からの移管分を含む。

《主要事項》

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり 2
 - 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
 - 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進
 - 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
- II 生活保護制度の適正実施 6
 - 生活保護に係る国庫負担
 - 生活保護の適正実施の推進
 - 都道府県等における指導・監査体制の確保
- III 福祉・介護人材確保対策等の推進 9
 - 福祉・介護人材確保対策の推進
 - 外国人介護人材の受入環境の整備等
 - 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- IV 災害時における福祉支援 12
 - 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進
 - 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策
 - 災害時における福祉支援体制の整備促進
- V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分） 13
 - 婦人相談所における一時保護等の実施
 - 困難な問題を抱える女性支援の推進

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進 322億円(232億円)

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 29億円(29億円)

包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備、都道府県による市町村への後方支援、国による重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 545億円(594億円)

① 生活困窮者自立支援の強化

生活困窮者に対する居住支援の強化や就労体験等の活用促進、子どもの学習・生活支援事業の推進等を図るなど、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

<主な充実内容>

○ 居住支援の強化

コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、生活困窮者の居住支援のニーズが顕在化したこと等を踏まえ、安定した住まいの確保の支援を行う地域居住支援事業の単独実施を可能とすることにより、事業規模の拡充を図る。

また、住居確保給付金について、コロナ特例の一部恒久化等（職業訓練受講給付金との併給、児童扶養手当等の収入算定除外、自営業者等の求職活動要件の見直し等）を行い、就労自立支援機能やセーフティネット機能を強化する。

○ 就労体験等の活用促進

就労に向けて一定の準備を必要とする生活困窮者に対して、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫した支援を行うためのモデル事業を実施する。

○ 課題に対応した子どもの学習・生活支援の推進

個別の課題を抱える子ども（ヤングケアラーや不登校・ひきこもり等）に対して、学校等と連携したアウトリーチや、勉学等に対する本人・家族の理解促進などの個別対応を行う場合の支援を強化する。

○ **生活福祉資金貸付（本則）の利用に係る体制整備**

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した緊急小口資金等の特例貸付を契機とした本則貸付の認知度の向上等を踏まえ、都道府県社会福祉協議会の事務体制の整備を図る。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ **生活困窮者自立支援の機能強化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を図る。

○ **生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成** 5.2億円

孤独・孤立対策として生活困窮者及びひきこもりの状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組に対する助成を行う。

○ **居住生活支援の加速化** 1.0億円

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

② **ひきこもり支援の充実、支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保【一部新規】**

ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置の促進を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を推進する。

また、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する国主体の専門的な研修の実施や、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ **ひきこもり支援体制構築の加速化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【一部新規】

37億円(36億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、ゲートキーパーの養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化等の取組を行う。

具体的には、悩んでいる人への「気づき」や「声かけ」などを通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成やゲートキーパー自身の支援を行うほか、自殺未遂者による再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業を実施する。

さらに、都道府県等において、多職種 of 専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ 自殺防止対策に係る相談体制等の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、自治体や民間団体が実施する自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

3. 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

5.8億円(5.1億円)

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等を受けられる体制づくりを拡充することにより、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施

2.3億円(1.3億円)

本人を中心とした権利擁護支援を推進するため、都道府県において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等の連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援を推進する。

さらに、総合的な権利擁護支援策を検討するため、地域における多様な主体の参画による持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を拡充するとともに、得られた実践事例の分析に努める。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域支援事業交付金1,933億円（1,928億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域生活支援事業費等補助金507億円（506億円）の内数＜障害保健福祉部にて計上＞

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,901億円(2兆8,013億円)

生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、被保護者の自立を助長するため、就労による被保護者の自立支援の強化等を進める。

※ 生活扶助基準について、検証結果を適切に反映することを基本としつつ見直しを行う。

その上で、足下の社会経済情勢等を踏まえ、令和5～6年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和5年10月から実施。

- ・ 検証結果による額に月額1,000円／人を加算
- ・ 加算後もなお現行の基準額から減額となる世帯は現行の基準額を保障

(2) 保護施設事務費負担金 320億円(321億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進 192億円(204億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な実施を推進するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行う。

(2) 医療扶助の適正化等

① 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。

② 多剤投薬の適正化に向けた支援等【新規】

多剤投薬は、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させるとともに、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬となっている者等へ薬剤師等と連携の上で訪問指導等を実施する。

③ 医療費情報・服薬情報の通知【新規】

医療費情報及び服薬情報を通知することにより、被保護者が医療の受診や服薬状況等を把握することで、個人の気付きによる受診行動等の改善を促す。

(3) 就労による自立支援の強化等

被保護者からの就労に関する相談や面接指導、公共職業安定所への同行訪問等の就労支援や職場定着に向けた支援を行うとともに、本人の特性に合った就労の場の開拓等を推進するため、地域の関係機関や関係団体による就労支援の連携体制を構築する。

また、直ちに一般就職することが困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、日常生活自立、社会生活自立に向けた訓練等を実施する。

さらに、生活保護就労支援員の支援力向上等を図るため、生活保護就労支援員を対象にした研修会を実施する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大の影響等による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する

○ 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等 57億円

電子処方箋の機能拡大やシステム標準化に対応するために追加的に必要となる社会保険診療報酬支払基金等のシステム改修費等の補助を行う。また、レセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となる指定医療機関・指定薬局に対して補助を行う。

○ 生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援 2.2億円

生活保護業務のデジタル化に向けた自治体の試行的取組へ補助し、効果的な取組の横展開を行うとともに、生活保護システム標準仕様書（第1.0版）の改訂に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

○ 生活保護業務関係システムの改修 25億円

生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、被保護者調査の見直し等に併せて必要となる自治体の生活保護基幹システムの改修費を補助する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

3. 3億円（3. 6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、都道府県において、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

3. 8億円（3. 8億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 12億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備

5. 6億円（8. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護の技能水準を評価するための試験等の実施のほか、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円（4.3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 3.5億円（3.5億円）

小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、一定の補助年限における地域貢献事業の試行を支援するとともに、ICT化の支援を拡充する。また、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

274億円（264億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

50億円（48億円）

社会福祉法人や医療法人等に対して社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

- 社会福祉施設職員等退職手当共済システムの整備 20億円
令和6年度末で現行の退職手当共済システムの運用が終了することに伴い、令和7年度からの稼働に向けて、各種手続きをオンラインで行うことが可能となる新たなシステムを構築することにより、事務の効率化及び利用者の利便性向上を図り、制度の円滑・安定的な運営に資する。
- 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの拡充 2.0億円
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて、分析強化や可視化のための改修を行うことにより、指導監督を行う所轄庁の支援強化や社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

＜参考：財政投融资資金計画等案＞

① 貸付枠の確保

資金交付額	3, 1 7 5 億円
〔 福祉貸付	1, 7 3 4 億円
〔 医療貸付	1, 4 4 1 億円

② 貸付条件の主な改善

- ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4. 4 億円 (4. 4 億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○隣保館の耐災害性強化

2. 8 億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」102億円（115億円）の内数
東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 10億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進 1.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援に対し、機動的・能動的な福祉支援を行う「災害福祉支援ネットワーク」の構築、「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の組成を推進するとともに、広域的な災害に備え整備した中央センターが行う都道府県間のDWA T派遣調整等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実を図る。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の強化のため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分）

1. 婦人相談所における一時保護等の実施

26億円（26億円）

DV被害やストーカー被害、家族関係の破綻や生活困窮など、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を対象として、婦人相談所において、一時保護等を実施するとともに、婦人保護施設において、自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するための経費を確保する。

2. 困難な問題を抱える女性支援の推進

23億円（22億円）

（1）婦人相談員の活動の強化

婦人相談員について、必要な手当を支給することにより、人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することにより、専門性の向上を図る。

また、新たに、統括婦人相談員等として、一定の経験を有し、特定の研修を受講した婦人相談員を配置した場合における処遇改善を実施する。

（2）都道府県等における支援体制の構築【新規】

令和4年5月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図るため、都道府県等における基本計画の策定や、婦人相談員等の採用活動等を支援する。

（3）プラットフォームの構築等【新規】

困難な問題を抱える女性への支援につなげられるよう、自治体や民間の支援団体における相談窓口や支援情報に関するポータルサイトを開設・運営するほか、支援に関する機運を高めるための全国フォーラム等を開催する。

また、婦人保護施設における運営実態の把握や、婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための研修カリキュラムの策定等を行う。